

奈良県選挙管理委員会告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、次の施設について同条第一項第三号の施設としての指定を取り消した旨、宇陀市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十八年五月二十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

名 称	所 在 地
菟田野芳野地区体育館	宇陀市菟田野下芳野七八九―三
菟田野宇賀志地区体育館	宇陀市菟田野宇賀志一七七―一